

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>厚生大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成十二年二月厚生省告示第三十号)の規定に基づき、厚生大臣が定める特定診療費に係る施設基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 薬剤管理指導の施設基準</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 利用者又は入院患者に対し、患者ごとに適切な薬学的管理(副作用に関する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。</p> <p>七 理学療法又は作業療法の施設基準</p> <p>イ 理学療法(I)を算定すべき理学療法の施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者又は入院患者の数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>ロ 作業療法を算定すべき作業療法の施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者又は入院患者の数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> | <p>厚生大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成十二年二月厚生省告示第三十号)の規定に基づき、厚生大臣が定める特定診療費に係る施設基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 薬剤管理指導の施設基準</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 入院中の患者に対し、患者ごとに適切な薬学的管理(副作用に関する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。</p> <p>七 理学療法又は作業療法の施設基準</p> <p>イ 理学療法(I)を算定すべき理学療法の施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 患者数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>ロ 作業療法を算定すべき作業療法の施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 患者数が作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>ハ 理学療法(II)を算定すべき理学療法の施設基準</p> <p>(1) 理学療法士が配置されていること。</p> <p>(2) 患者数が従事者の数に対し適切なものであること。</p> <p>(3) 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。</p> |

八 言語聴覚療法を算定すべき施設基準

イ (略)

ロ 利用者又は入院患者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ・ニ (略)

九 集団コミュニケーション療法を算定すべき施設基準

イ 言語聴覚士が適切に配置されていること。

ロ 利用者又は入院患者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ニ 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

十 認知症短期集中リハビリテーションを算定すべき施設基準

(4) 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

八 言語聴覚療法を算定すべき施設基準

イ (略)

ロ 患者数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ・ニ (略)

九 リハビリテーションマネジメントの基準

イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。

ロ 入院患者ごとのリハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がリハビリテーションを行っているとともに、入院患者の状態を定期的に記録していること。

ハ 入院患者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ニ リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

イ 当該リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

ロ 入院患者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

十一 精神科作業療法施設の施設基準

イ 作業療法士が適切に配置されていること。

ロ 利用者又は入院患者の数が作業療法士の数に対し適切なものであること。

ハ 当該作業療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

十 精神科作業療法施設の施設基準

イ 作業療法士が適切に配置されていること。

ロ 患者数が作業療法士の数に対し適切なものであること。

ハ 当該作業療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。